

第1章

教育委員会における事務の 点検・評価制度の概要

第1項 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の実施について

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての教育委員会においては、その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

また、点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされた。

[地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抄)]

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2項 北茨城市教育委員会における点検・評価の取組について

1 取組の趣旨

- (1) 教育委員会における主要な事業の取組状況について、点検・評価を実施することにより、効果的、効率的な教育行政の推進を図る。
- (2) 毎年、点検・評価を実施することにより、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、職員の意識改革や政策立案能力の向上を図る。
- (3) 点検・評価の結果を議会に提出するとともに、市民に公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 対象となる期間

- 平成19(2007)年度とする

3 点検・評価の対象となる事業

- 教育委員会の主要な事務事業を点検・評価の対象とする。

4 点検及び評価の実施方法

(1) 教育委員会における点検・評価

点検・評価の実施にあたり、教育委員会では、対象となる事業の進捗状況や成果を明らかにするとともに、今後の取組や改善点等を取りまとめる。

(2) 学識経験を有する者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するため、事務局による点検・評価の結果について、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設け、事業の着実な実行や改善につながる評価に努める。

[学識経験を有する者]

※敬称略 五十音順

氏名	備考
籠島 愉貴重	中郷中学校PTA副会長
鈴木 勝利	元磯原中学校長
滝 清重	保護司 元家庭児童相談員

5 点検・評価結果の公表等

- 市教育委員会における点検・評価終了後、その結果を取りまとめた報告書を北茨城市議会へ提出するとともに、報告書を市民へ公表する。